

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業 に登録される事業者の方を募集しています！

在宅高齢者エアコン設置助成とは？

熱中症になりやすい高齢者の熱中症予防のため、経済的な理由によりエアコンを設置できない場合に、エアコン設置等に係る費用を助成するものです。**(令和7年度のみ実施)**

【対象者】 次の要件を全て満たす方

- ・ 市内在住で、令和8年4月1日までに65歳の誕生日を迎える方
- ・ 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯 等
- ・ エアコンを1台もお持ちでない世帯（故障により使用できるエアコンが1台もない場合を含む）
- ・ 過去に本市からエアコン設置に係る助成等を受けたことがない世帯

1世帯
1回限り

【助成内容】

自宅に設置するエアコンの購入費用（設置工事費含む）
または、自宅に設置されているエアコンの修理にかかる費用

【助成金額】

上限92,000円（消費税等込み）

【受付】

令和7年4月1日（火）～同年9月30日（火）

在宅高齢者エアコン設置等助成事業コールセンター（766-5567）

※助成を受ける場合は購入前に申請が必要です！



事業者登録をするとどうなるの？

本制度の助成金の支払い方式は、エアコンの購入・設置後に助成金（上限92,000円）を支払う方式（償還払い方式）と、エアコンの購入・設置時に助成金（上限92,000円）を差し引いた額を支払い、後日、事業者から名古屋市に助成金額分を請求する方式（受領委任払い方式）の2つがあります。

名古屋市に事業者登録をしていただくと、
受領委任払い方式の登録事業者として対象者へ事業者一覧を配布します。
（名古屋市公式ウェブサイトへも掲載予定です）



また、登録事業者より購入することは、対象者にとっては、事前に助成金額分（上限92,000円）を差し引いた金額でエアコンが購入できるので、一時的な金銭負担を回避できるメリットがあります。

裏面もご覧ください。

登録事業者の方に行っていただくこと



- 1 対象者へ、見積書を作成
※助成を受ける場合は購入前に申請が必要です!
- 2 (対象者は見積書を用意しての申請)
- 3 (対象者は交付決定通知書が送付されたら、見積書を取得したお店でエアコンを購入)
対象者と設置日の日程調整をし、エアコンの販売・設置を行う
※交付決定通知書を対象者から受け取ってください。
- 4 請求書に、交付決定通知書、設置または修理が完了したことがわかる書類(写し)、助成額を超えた額を領収した場合は領収書(写し)を添付して、名古屋市に請求



請求後、約3週間後に名古屋市から指定の口座に助成金を振り込みます。

登録の手続き

- 1 登録申請書の提出
登録申請書に必要事項を記入し、名古屋市役所健康福祉局高齢福祉課へ提出してください。
申請書には、申請者の営む主な事業を記載した書類(定款の写しなど)を添付してください。
※登録申請は郵送またはメールにてお願いします。

※助成金の振込のために、名古屋市への口座登録が必要になります。
口座登録の手続きや必要な書類は、市公式ウェブサイトトップページ⇒
「事業者向け情報」⇒「入札・契約」⇒「口座振替の登録」(右の二次元コードで市公式ウェブサイトにはアクセスできます)をご確認いただくか
下記問合せ先までお問い合わせください。

★口座振替登録票は、エアコン助成の登録申請書と共に高齢福祉課へお送りいただいてもかまいません。



令和7年3月20日(木)までに
登録申請書をご提出いただければ、
4月1日(火)制度開始時の事業者一覧に
掲載することができます。
登録は9月23日(火)まで募集しています。

<登録申請書の送付先・問い合わせ先>

〒460-8508 (住所不要)
名古屋市役所健康福祉局高齢福祉課 在宅福祉担当
電話：052-972-2544 FAX：052-955-3367